

## 社会福祉法人上松町社会福祉協議会事務局規程

改正平成29年3月17日規程第5号

(趣 旨)

第1条 この規程は社会福祉法人上松町社会福祉協議会定款第34条第5項の規定に基づき、事務局及び職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局の位置)

第2条 事務局は、上松町ひのきの里総合福祉センター内に置く。

(職及び職務)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
  - (2) 事務職員 若干名
2. 事務局長は上司の命を受け会務を処理し、会計をつかさどる。
  3. 事務局職員は、事務局長の命を受け会務に従事する。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

この規程は、平成4年10月22日から施行する。

この規程は、平成11年9月13日から施行する。

この規程は、平成18年12月 日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。